

<p>入会規約</p>	<p>払わなければならない。</p>
<p>第 1 条 (名称および定義)</p> <p>当教室は「株式会社 キタイスポーツクラブ」(以下教室という)の会員ならびに当教室に入会しようとする方に適用します。</p>	<p>上記例外事由により休会する場合には、所定の休会届に必要事項を記載し申請して下さい。</p> <p>(原則として通っている教室の事務局の手続き以外での休会申請は受理できません。)</p> <p>ただし、休会は 1 回の期間で 3,000 円(税別)の費用が別途発生します。</p> <p>また、この場合も会員は、各月末日までに当教室に休会申請をする事により、翌月から休会することができます。</p> <p>※例外事由により休会を申請する際は、休会月までの月謝に未納がございますと休会申請は受理されません。</p>
<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当教室は、当クラブ会員が当教室の施設利用と指導により、技術の向上、新進の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。</p>	<p>第5条 (振替)</p> <p>1、振替は休んだ日より 1 ヶ月以内とし、送迎は自宅送迎のみ受付をします。(バスの利用は出来ません。)</p> <p>2、振替時に送迎バスを無断利用した場合は、別途 500 円(税別)のバス代協力金を翌月の月会費に加算して請求致します。</p>
<p>第3条 (入会)</p> <p>入会希望者は当教室所定用紙を記入し、事務所に提出後に当教室における審査の上、入会の承認をもって手続きが完了となり、当教室会員(以下「会員」といいます。)となります。</p> <p>当教室に入会申込できる方は、次の条件を満たす他、各コースに定められた資格に該当し、当教室の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。</p> <p>なお、未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意を必要とします。</p> <p>本人ないしその親権者並びにその親族において暴力団その他反社会的な組織に所属していない方。</p> <p>医師等により運動を禁じられておらず、当教室の利用に支障が無い健康状態であると誓約いただいた方。</p> <p>妊娠中でない方。</p> <p>伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方。</p> <p>過去に当教室から除名の通告を受けていないなど、当教室が適当と認めた方。</p>	<p>第6条 (お休み・臨時休業等)</p> <p>当教室は、原則として当教室日程表のカレンダーに掲載している日を定休日及び季節休業とします。</p> <p>またその定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、イベント開催、その他当スクールの都合により休業や開催時間を変更することがあります。なお、休業に關してのお知らせは原則として 2 週間前までに当教室ホームページに掲載します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲載することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。</p> <p>当教室は次の場合、クラブ施設の全部または一部を閉鎖することができます。</p> <p>気象・災害・その他の理由により、営業が不可能と認められるとき。</p> <p>施設の改善または補修のとき。</p> <p>地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき。</p> <p>当教室が企画し、実施する諸活動を行うとき。</p> <p>経営・管理上の必要があるとき。</p> <p>当教室は必要に応じて施設の変更を行うことができます。</p> <p>1、天災(地震・台風・大雨・緊急事態宣言・国家による自粛要請)等での休みの場合、振替はありません。</p>
<p>第4条 (休会)</p> <p>当教室は、個人の都合による後付の休会は一切認めておりません。</p> <p>休会する場合は休会月の前月に申請を完了して下さい。</p> <p>但し、下記の理由のみ認める場合もございます。</p> <p>当教室のレッスン中に怪我に遭遇した場合。</p> <p>入院が必要な場合・骨折等歩行が困難な場合・重大な事故に遭遇した場合。</p> <p>休会期間は原則 1 回の休会につき 3 か月(怪我等の症状による)までを上限とし休会後必ず復帰することを条件とする。</p> <p>休会后、退会となった場合には、休会期間中の月謝を支</p>	<p>第7条 (練習時間帯)</p> <p>1、練習時間に対して前後 5～10 分間を準備時間とします。</p> <p>15 分以上前に来る、15 分以上遅くお迎えに来る場合は別途費用を徴収します。</p> <p>この場合、15 分刻みでの費用を翌月の月会費に加算して請求致します。15 分 500 円(税別)</p> <p>※急な悪天候及び致し方の無い理由での場合はその限りではありません。</p>
<p>第 8 条 (レッスン内容)</p> <p>当教室は各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。</p>	<p>第8条 (レッスン内容)</p> <p>当教室は各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。</p>
<p>第9条 (会費等支払い)</p> <p>会員は、当教室の定める会費等を所定の方法で支払わなければならないとします。会費等の種類・金額・支払期限及び支払い方法等は当教室が定めるものとします。</p> <p>(月会費は、会員が教室の会員資格を有する限り、現実</p>	<p>第9条 (会費等支払い)</p> <p>会員は、当教室の定める会費等を所定の方法で支払わなければならないとします。会費等の種類・金額・支払期限及び支払い方法等は当教室が定めるものとします。</p> <p>(月会費は、会員が教室の会員資格を有する限り、現実に当教室を利用しない場合も支払い義務が発生します。)</p>
<p>第10条 (会費の不返還)</p> <p>一旦入金した会費等は、返還しません。</p> <p>ただし当教室に不手際等の不備があった場合はその限りではありません。</p>	<p>第10条 (会費の不返還)</p> <p>一旦入金した会費等は、返還しません。</p> <p>ただし当教室に不手際等の不備があった場合はその限りではありません。</p>
<p>第 11 条 (破損等)</p> <p>当教室所有の器具等を破損した場合は、修理費または再購入代を請求します。</p>	<p>第 11 条 (破損等)</p> <p>当教室所有の器具等を破損した場合は、修理費または再購入代を請求します。</p>
<p>第 12 条 (退会)</p> <p>1、会員は当教室を退会することができます。</p> <p>2、退会時は、退会月の 14 日までに手続きを完了させて</p>	<p>第 12 条 (退会)</p> <p>1、会員は当教室を退会することができます。</p> <p>2、退会時は、退会月の 14 日までに手続きを完了させてください。</p>

2、月 5 週ある曜日はお休みとします。(休みの日は各教室の日程表に準ずる)

3、大会やその他の都合で臨時休校となる場合もあります。

4、年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休み等は年間の休みとなります。

5、上記 1～4 の場合でも振替はありません。

14 日が休みの場合はその前日又は前々日までとします。15 日以降の場合は翌月の退会手続きとなります。

期日以降の手続きでの費用変更は出来ません。

なお、正式な手続き処理が完了し、当教室が退会申請を受理しない限り、会費の支払い義務は発生するものとなります。

また、以下のような場合ですと退会申請は受理されません。

退会する月の月謝までで、未払いの料金がある場合。

休会終了月に退会を希望する場合。

担当コーチや各教室事務局への口頭・電話での退会申請。

第 13 条 (規則の遵守および責任)

会員は当教室が定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らなければならないとします。

会員資格は他に譲渡・相続、または、貸与できません。

当教室内(駐車場含む)で発生した盗難・障害・遺失物・その他の事故について、当教室は一切の責任を負わないものとします。

また会員は事故の責任に帰すべき原因により、当教室または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

第 14 条 (禁止事項)

会員は、施設内にて次の行為をしてはいけません。

1、他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷すること。

2、他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。

3、大声、奇声を発たり、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。

4、物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。

5、クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

6、法令や公序良俗に反する行為。

7、刃物など危険物の館内への持ち込み。

8、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、謀報行為。

9、高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

第 15 条 (会員資格の喪失)

当教室は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

当教室の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)

当教室の施設を故意に毀損したとき。

当規約、その他スクールが定める規約に違反したとき。

当教室の名誉・信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

当教室の合理的な指示・指導に従わないとき。

会員もしくはその親権者がいわゆる反社会的勢力に該当し、またはその関係者であるとき。

その他当教室が、社会理念に照らし、当教室会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 16 条 (授業運営)

各コースは様々な角度からの授業形態で行いますので、講師の固定は行いません。

ただし専門クラスの講師は固定とし授業を行います。

講師の急病や不徳の事故などのやむを得ない理由により、代理講師への変更等を行いますが、返金は致しかねます。

第 17 条 (傷害事故)

授業中の障害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとします。

むちうちや関節痛など医学的他覚所見がないものはスポーツ保険の対象となりません。

授業中、講師の指示を無視した行動、また授業時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。

当教室での事故および怪我は、発生より 1 週間以内に当教室まで報告がない場合、保証の対象となりません。

第 18 条 (附則)

1、保険期間は 4 月 1 日～次年度 3 月 31 日までの期間となり、毎年更新となります。

2、細心の注意で練習しますが、万が一負傷した場合は加入保険機関からのみのお支払いになります。

3、回数が減るコース変更は、その受付完了時に振替残数が無効になります。

4、入会手続き完了後の自己都合によるキャンセル等は回数に関係なく、一切の返金は出来ません。

5、カードのある教室は、再発行時に費用がかかります。

6、当クラブでの撮影した動画・写真はホームページやクラブの掲示物に使用します。会員が特定できる態様でかかる使用を行うこともありますのであらかじめご承諾ください。

7、教室内及びその他行事等、個人的に撮影し、他のお子様ที่映り込んだ写真・動画を個人の SNS に掲載する事は禁止します。

撮影・投稿したい場合は必ず申請及び許可を取って下さい。

本規約の改定及び変更は当教室により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当スクールが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の原則 2 週間前までにその内容を施設内への掲示板及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

本規約は、2020 年 4 月 1 日より施行します。